

(2016年10月1日現在)

1. 商品名	公的年金受給者専用定期預金（愛称：山梨中銀年金定期＜輝き＞）
2. ご利用いただける方	・ 当行に公的年金の受取口座を保有されている個人のお客さま ・ 新規に公的年金の受け取りを当行に指定される個人のお客さま ・ 制度上、公的年金受給資格を持たない65歳以上の在日外国人のお客さま ※対象となる年金：公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金）、恩給
3. お預入れ期間	1年（自動継続） ※元金継続のみのお取扱いとなります。
4. お預入れ	
(1)お預入れ方法	一括してお預入れいただきます。
(2)お預入れ金額	1円以上500万円以内（お一人さま最高500万円まで。総合口座定期とする場合は1万円以上）
(3)お預入れ単位	1円単位
5. 払戻し	満期日以後に一括して払戻しいたします。
6. 利息	
(1)適用金利	・ 預入時または継続時の預入期間1年のスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示の利率に、年0.1%（税引後：年0.079685%）を加えた利率を適用いたします。 ・ 継続時に年金振込みの実績がない場合は、継続時の預入期間1年のスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示の利率を適用いたします。
(2)利払頻度	満期日以後に一括してお支払いいたします。
(3)計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
8. 付加できる特約事項	法令に定められた条件を満たせば、マル優のお取扱いができます。
9. 手数料	—
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともにお支払いいたします。 (1)お預入れ期間が6か月未満…解約日における普通預金の利率 (2)預入期間が6か月以上1年未満…約定利率×50%
11. 金利情報の入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。
12. 参考事項	・ お預入れは1店舗（年金をお受け取りの店舗）に限定させていただきます。 ・ 自動継続を中止された場合の満期日以後の利息は、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・ 預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。 ・ 金融環境の変化等により、お取扱いを変更または中止させていただく場合がございます。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

(株) 山梨中央銀行